

〔資料2〕

春日井市障害福祉計画  
(案)

平成 年 月

春日井市

# 目 次

---

第1章	計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第3章	障害福祉サービスの見込量と確保のための方策・・	15
第4章	地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第5章	総合的なサービス提供体制の確保に向けて・・・・・	30

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

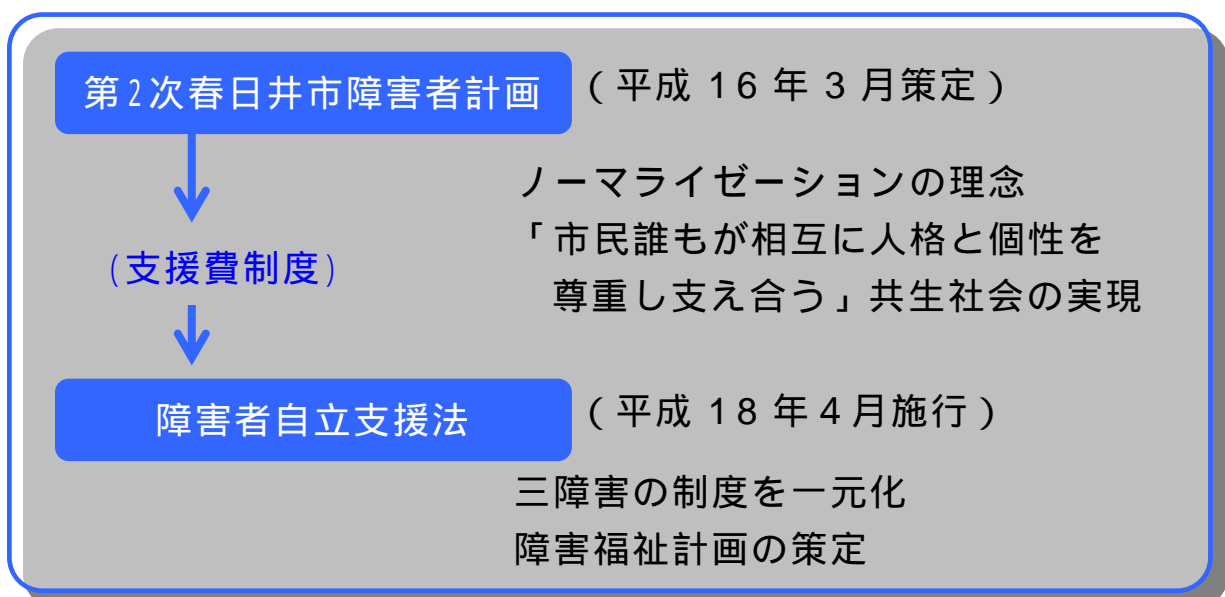
春日井市は、「第2次春日井市障害者計画」(平成16年3月策定)に基づき、ノーマライゼーションの理念の下、「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う」共生社会の実現をめざし、各種の障害者施策を進めてまいりました。

こうした中で、障害者福祉制度は、この数年間で大きく変化し、平成15年度には、障害者等の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、さらに、本年4月から障害者自立支援法が施行され、これまで障害の種類ごとに異なっていた福祉サービスを一元的に提供する仕組みになりました。

障害者自立支援法では、障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るため、数値目標やサービスの見込量などを定める「障害福祉計画」を策定することとされました。

本市としては、「障害福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「障害者計画」における障害者施策と合わせ、総合的な障害者自立支援体制の確立を目指します。

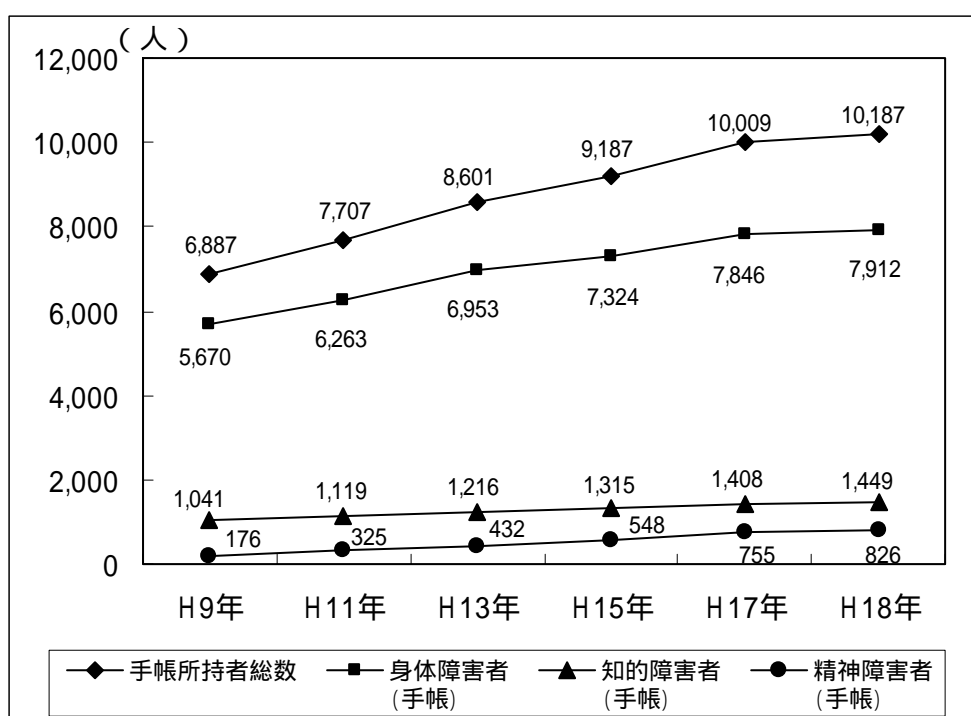
【図1】計画策定の背景と趣旨



## 2 障害者数の推移と推計

### (1) 障害者数の推移

平成 9 年度からの障害者数の推移は、増加傾向となっており、平成 18 年 10 月現在の障害者数は、10,187 人となっています。また、内訳は身体障害者 7,912 人、知的障害者 1,449 人、精神障害者 826 人となっています。



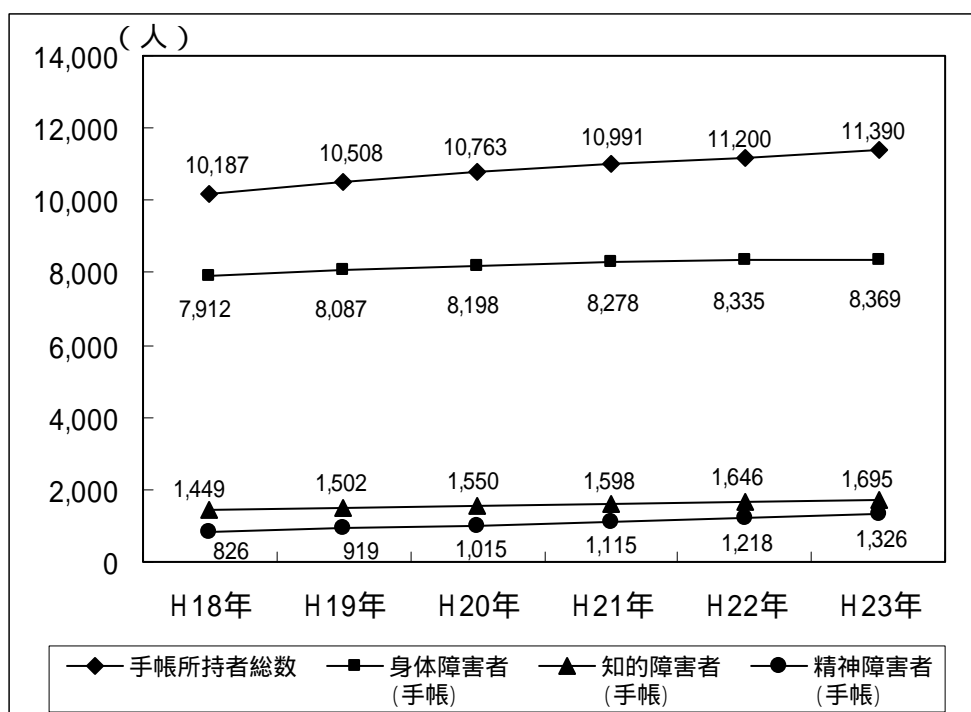
(人)

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合 計
平成 9 年 10 月	5,670	1,041	176	6,887
平成 11 年 10 月	6,263	1,119	325	7,707
平成 13 年 10 月	6,953	1,216	432	8,601
平成 15 年 10 月	7,324	1,315	548	9,187
平成 17 年 10 月	7,846	1,408	755	10,009
平成 18 年 10 月	7,912	1,449	826	10,187

## (2) 障害者数の推計

過去の各障害者手帳所持者数の総人口に対する出現率から、計画の目標年度である平成 23 年度までを推計しました。

平成 23 年度の障害者数は、身体障害者は 8,369 人、知的障害者は 1,695 人、精神障害者は 1,326 人と推計しており、障害者数は、現状(平成 18 年度)の 10,187 人から 11,390 人となり、1,203 人の増加を見込んでいます。



### 3 計画の性格、位置づけ、期間

---

#### (1) 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法に基づき、国の基本指針にそって、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

#### 【主な定める事項】

各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み  
障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策  
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること

#### (2) 計画の位置づけ

##### ア 障害者計画との関係

「障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスの量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、「障害者計画」は、障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。

## 【障害福祉計画と障害者計画の比較】

項 目	障害福祉計画	障害者計画
計画の名称	第1期春日井市障害福祉計画（仮称）	第2次春日井市障害者計画
根拠法令	障害者自立支援法	障害者基本法
計画の性格	福祉サービスの量と提供体制を確保するための計画（実施計画的）	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画（基本計画的）
計画の期間	3年	10年
策定義務	義務	努力規定（平成19年4月1日から義務化）
計画の内容	<p>〔総論〕</p> <p>1 計画の性格、期間等</p> <p>2 基本理念等</p> <p>〔各論〕</p> <p>1 平成23年度の目標値設定</p> <p>2 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込、確保方策</p> <p>3 地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>〔総論〕</p> <p>1 計画の性格、期間等</p> <p>2 基本理念、基本目標等</p> <p>〔各論〕</p> <p>1 障害者推計</p> <p>2 施策の体系</p> <p>3 施策の推進</p> <p>生活環境の整備</p> <p>在宅福祉サービスの充実</p> <p>保健、医療、療育、教育の充実</p> <p>就労と社会参加への支援の充実</p> <p>障害者施策の総合的な推進</p>

## イ 他の計画との関係

障害福祉計画は、地方自治法第 2 条第 4 項に規定する「第 4 次春日井市総合計画」<sup>1</sup>に即したものとするとともに、第 2 次春日井市障害者計画<sup>2</sup>、第 2 次春日井市地域福祉計画<sup>3</sup>と調和が保たれた内容とします。

---

### 1 第 4 次春日井市総合計画 平成 11 年(1999 年)3 月策定

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、それぞれの時代に直面する課題を踏まえて市の将来像を描きだすとともに、多岐にわたる各種の施策を総合的に体系化した本市の最上位の計画。

### 2 第 2 次春日井市障害者計画 平成 16 年(2004 年)3 月策定

地域の特色を生かしながら、誰もが互いに尊重し合い、助け合うことのできる福祉文化を培い、市民の意識を育み、ともに学び、ともに働くことができるように「ともに生きるまちづくり」を基調とした障害のある人のための福祉に関する基本的な計画。

### 3 第 2 次春日井市地域福祉計画 平成 17 年(2005 年)3 月策定

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として、地域の特色を生かしながら、支えあい、助け合う福祉の文化を培い、地域の福祉を推進していく計画。



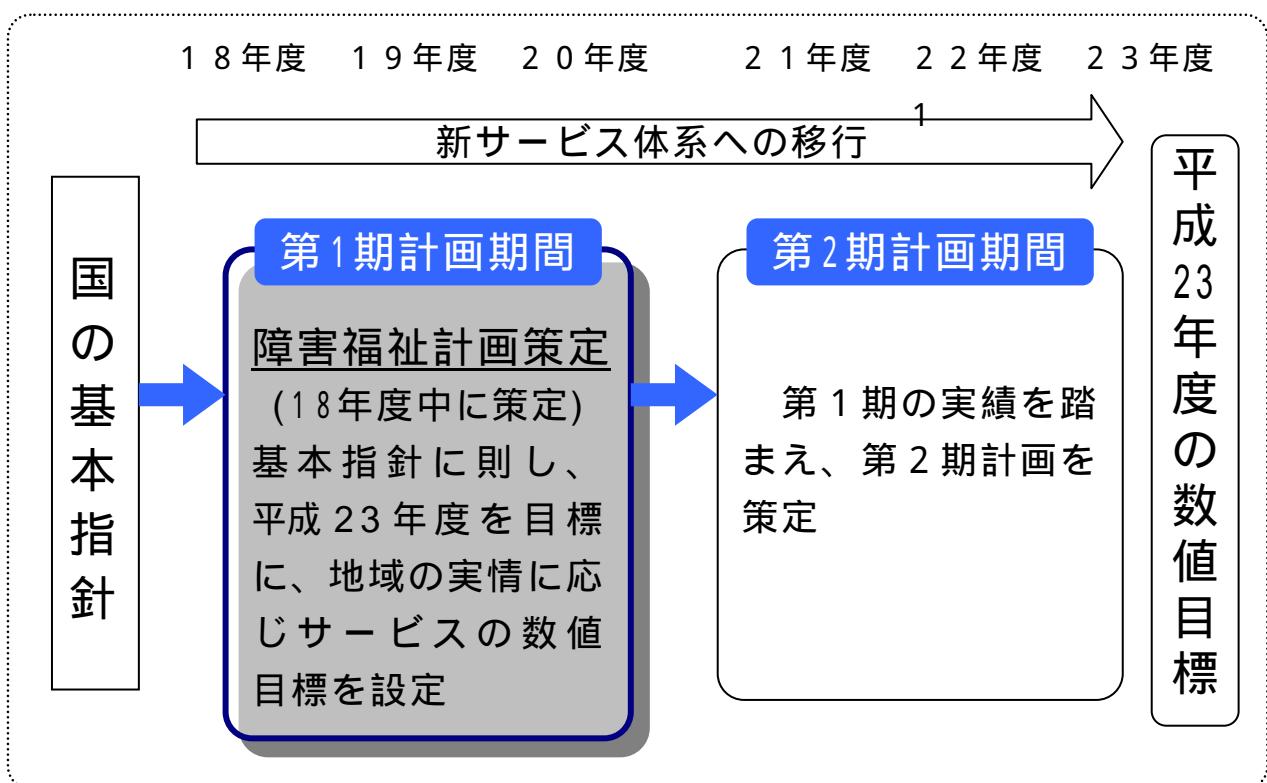
### (3) 計画の期間

計画の期間については、平成18年度から20年度までの3年間の計画とします。

また、あわせて、平成23年度の数値目標を設定します。

なお、平成20年度末までに、第1期計画の必要な見直しを行い、第2期計画を策定します。

【図2】計画の期間



1 障害者自立支援法では、現行の施設サービスについては、おおむね5年程度の移行措置期間内に新サービス体系に移行することとされています。

## 第2章 計画の目標

### 1 基本的理念

計画の策定に当たり、障害者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮しました。

#### (1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度にかかわらず、障害者等が自分で住みたい場所を選び、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の確立を図ります。

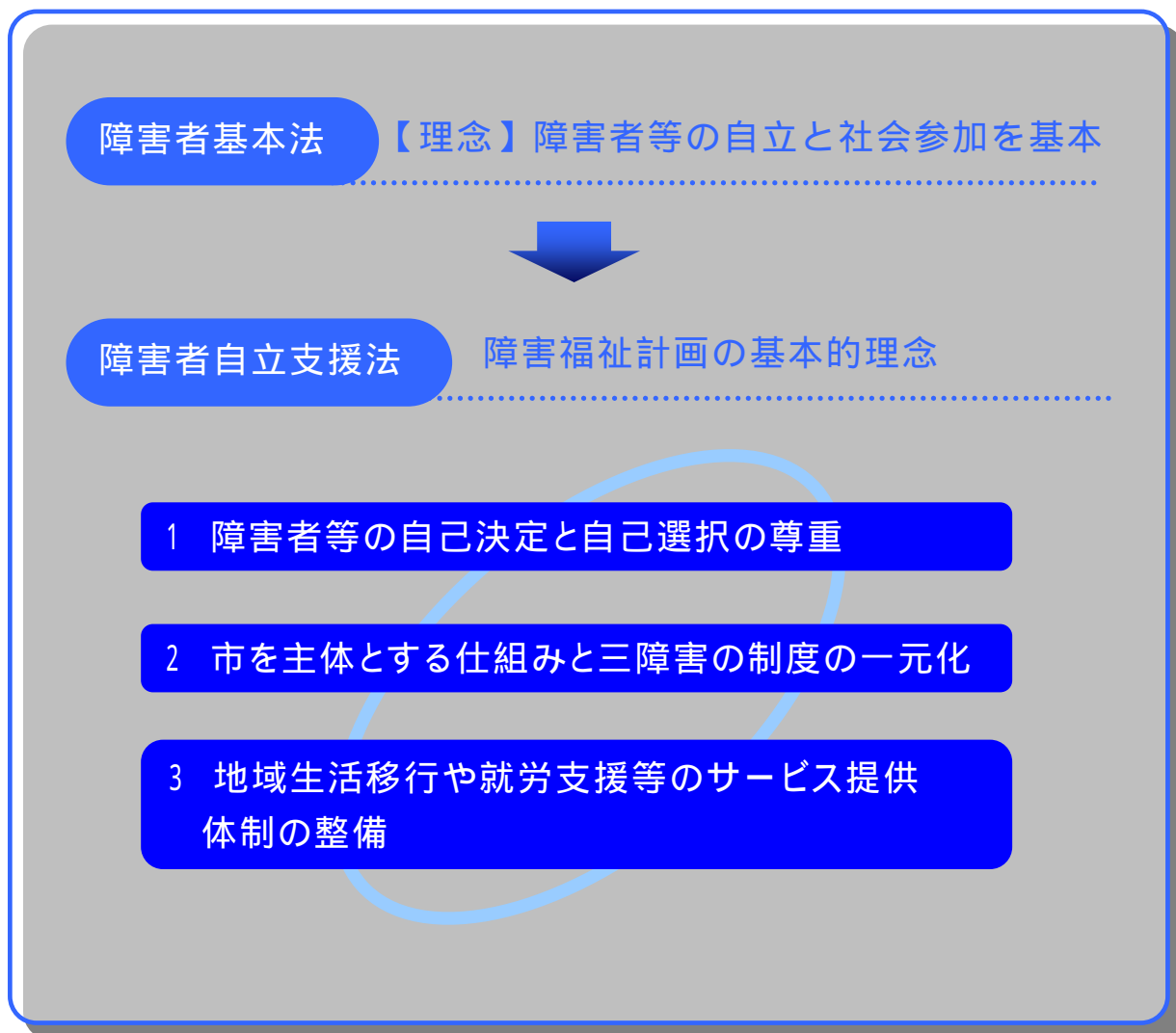
#### (2) 市を主体とする仕組みと三障害の制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体が市となり、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、精神障害者等に対し、立ち後れているサービスの充実を図るとともに、県の支援などを通じて、市町村間で障害福祉サービスの充実に努めます。

#### (3) 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための提供体制の確保を図ります。

【図3】基本的理念



## 2 基本目標

---

### (1) 障害福祉サービスに関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

#### ア 訪問系サービスの充実

精神障害者等に対し、立ち後れている訪問系サービスの利用を促進するとともに、障害者等が必要な訪問系サービス<sup>1</sup>を受けられることができるよう、その充実を図ります。

#### イ 日中活動系サービスの充実

いわゆる小規模作業所の利用者が、法に基づくサービスへの移行等ができるよう推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス<sup>2</sup>の充実を図ります。

#### ウ グループホーム・ケアホームの充実と地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

---

1 訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいいます。

2 日中活動系サービスとは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、地域活動支援センターで提供されるサービスなどをいいます。

## エ 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行を支援する事業等を充実することにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

【図4】障害福祉サービスに関する基本的な考え方



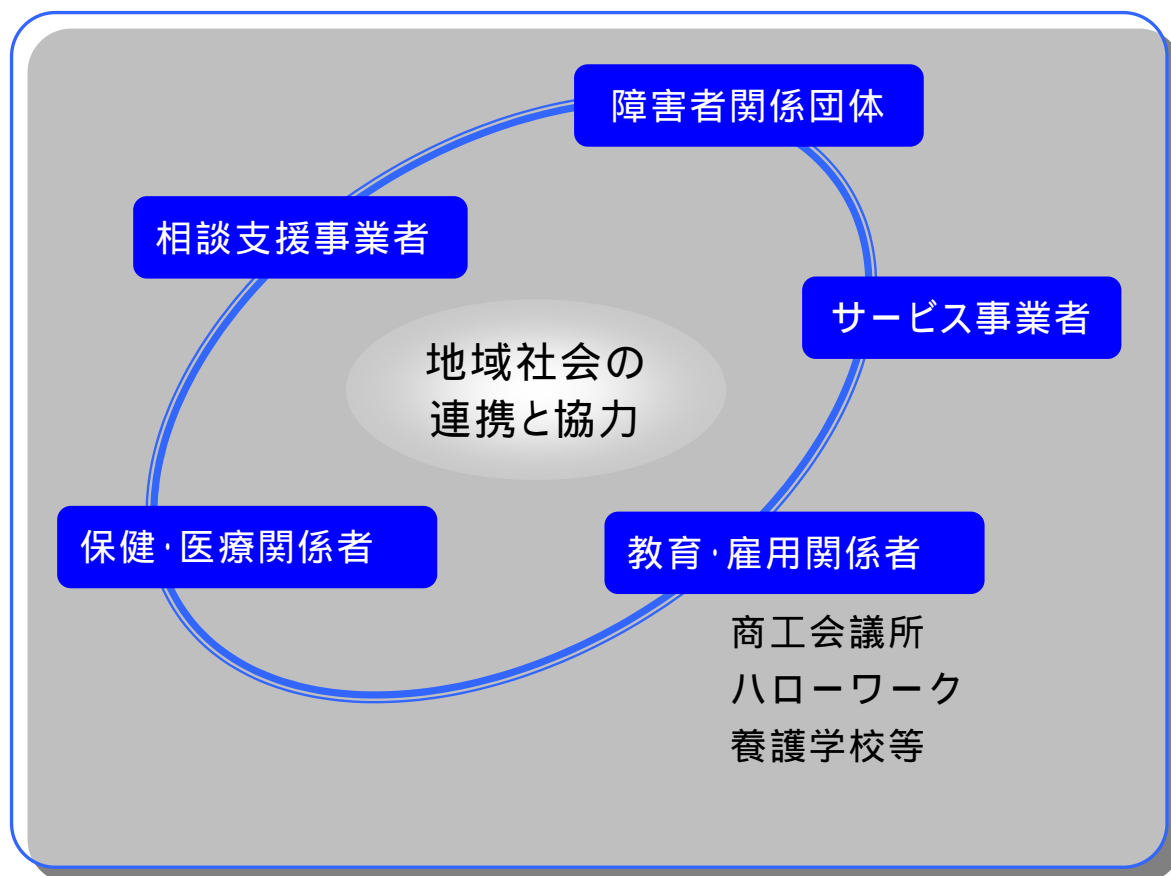
## (2) 相談支援に関する基本的な考え方

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」を設け、ネットワークを構築します。

【図5】地域自立支援協議会



### 3 平成23年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

現在、福祉施設に入所している障害者の15%以上が地域生活へ移行することとともに、平成23年度末の施設入所者数を現在の施設入所者数から7%以上削減することを目指します。

区 分		人 数	備 考
現在の施設入所者（ア） 1		203人	平成18年4月1日現在
平成23年度の施設入所者（イ）		188人	平成23年度末の見込数
目標値	削減見込（ア - イ）	15人	7%以上
	地域生活移行数	<u>31人</u>	<u>15%以上</u>

- 1 身体障害者更生施設（入所）、身体障害者療護施設（入所）、身体障害者授産施設（入所）、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）及び旧体系から新体系へ移行した障害者支援施設（訓練入所を除く）です。

## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を次のとおり設定します。

区 分	人 数	備 考
現在の退院可能精神障害者数	<u>25</u> 人 2	愛知県全体 1,000 人
平成 23 年度末までの減少目標値	<u>19</u> 人	

2 愛知県の調査結果に基づく本市分の数値です。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

区 分	人 数	備 考
現在の一般就労への移行実績 3	<u>7</u> 人	平成 17 年度実績
平成 23 年度までの一般就労への移行目標値	<u>28</u> 人	4 倍以上

3 愛知県が実施した一般就労調査結果に基づく本市分の数値です。



## 第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

### 1 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

	サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
1	居宅介護	時間	4,350	5,022	5,694	7,038
2	重度訪問介護					
3	行動援護					
4	重度障害者等包括支援					
5	生活介護	人日	2,333	5,821	7,554	9,309
6	自立訓練（機能訓練）	人日	44	110	143	176
7	自立訓練（生活訓練）	人日	396	990	1,287	1,584
8	就労移行支援	人日	347	866	1,126	1,386
9	就労継続支援（A型）	人日	132	352	440	550
10	就労継続支援（B型）	人日	1,232	3,058	3,960	4,884
11	療養介護	人	5	5	5	6
12	児童デイサービス	人日	1,264	1,380	1,496	1,728
13	短期入所	人日	573	603	634	712
14	共同生活援助	人	45	68	79	91
15	共同生活介護					
16	施設入所支援	人	47	118	153	188
17	相談支援	人	19	19	20	22

月別（1月あたりの平均）の見込量

5～10、16の各サービスについては、旧体系から新体系への移行の割合は、国の標準的な割合である18年度25%、19年度62.5%、20年度81.25%、23年度100%を採用しています。

## 2 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

---

### (1) 事業者への情報提供等

障害福祉サービスや相談支援の事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

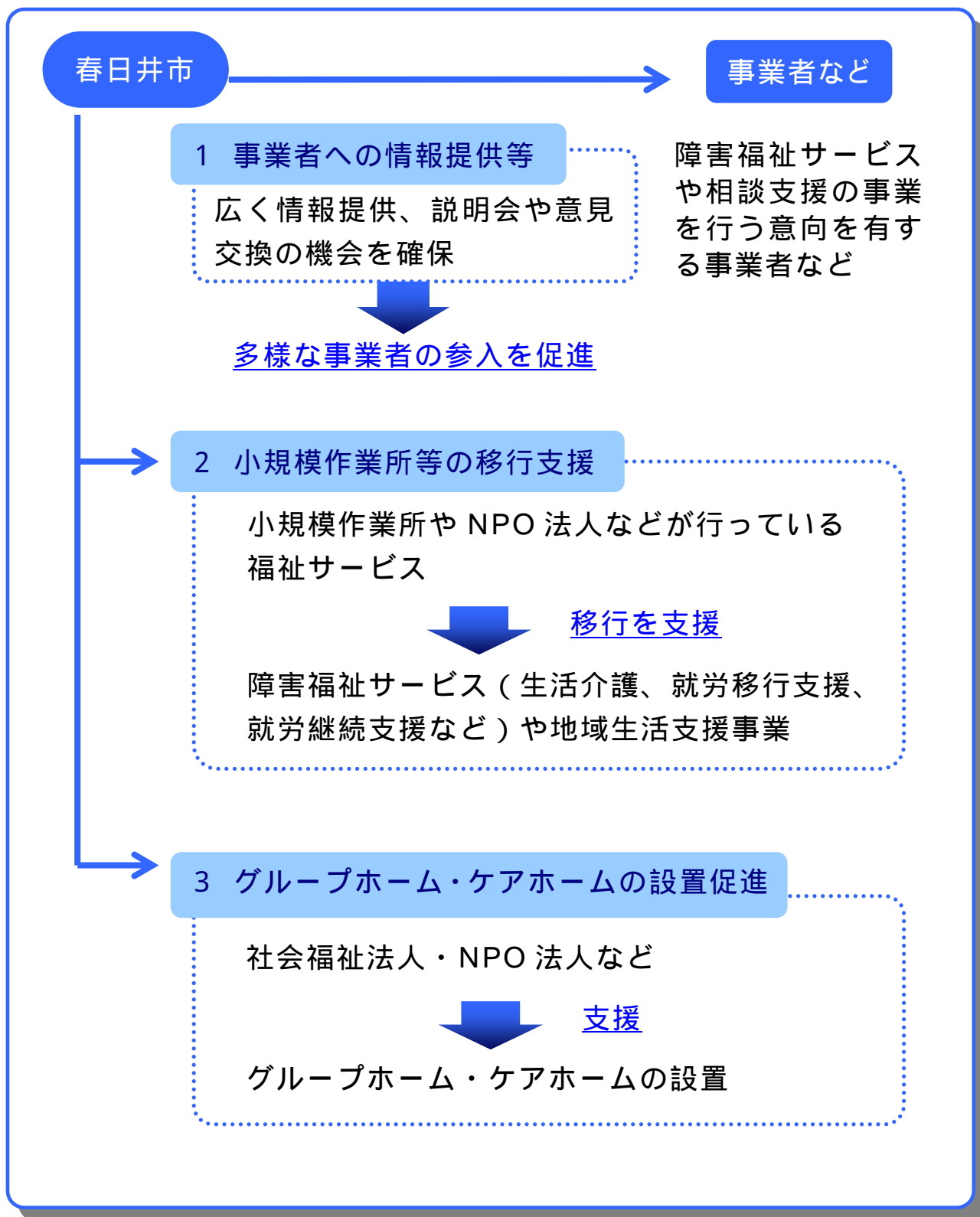
### (2) 小規模作業所等の移行支援

現在、小規模作業所やNPO法人等が行っている福祉サービスについて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援など障害福祉サービスや地域生活支援事業への移行が円滑に行われるよう必要な支援をします。

### (3) グループホーム・ケアホームの設置促進

地域生活への移行を進めるため、障害者等の地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）について、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援します。

【図6】障害福祉サービスの必要な見込量の確保方策



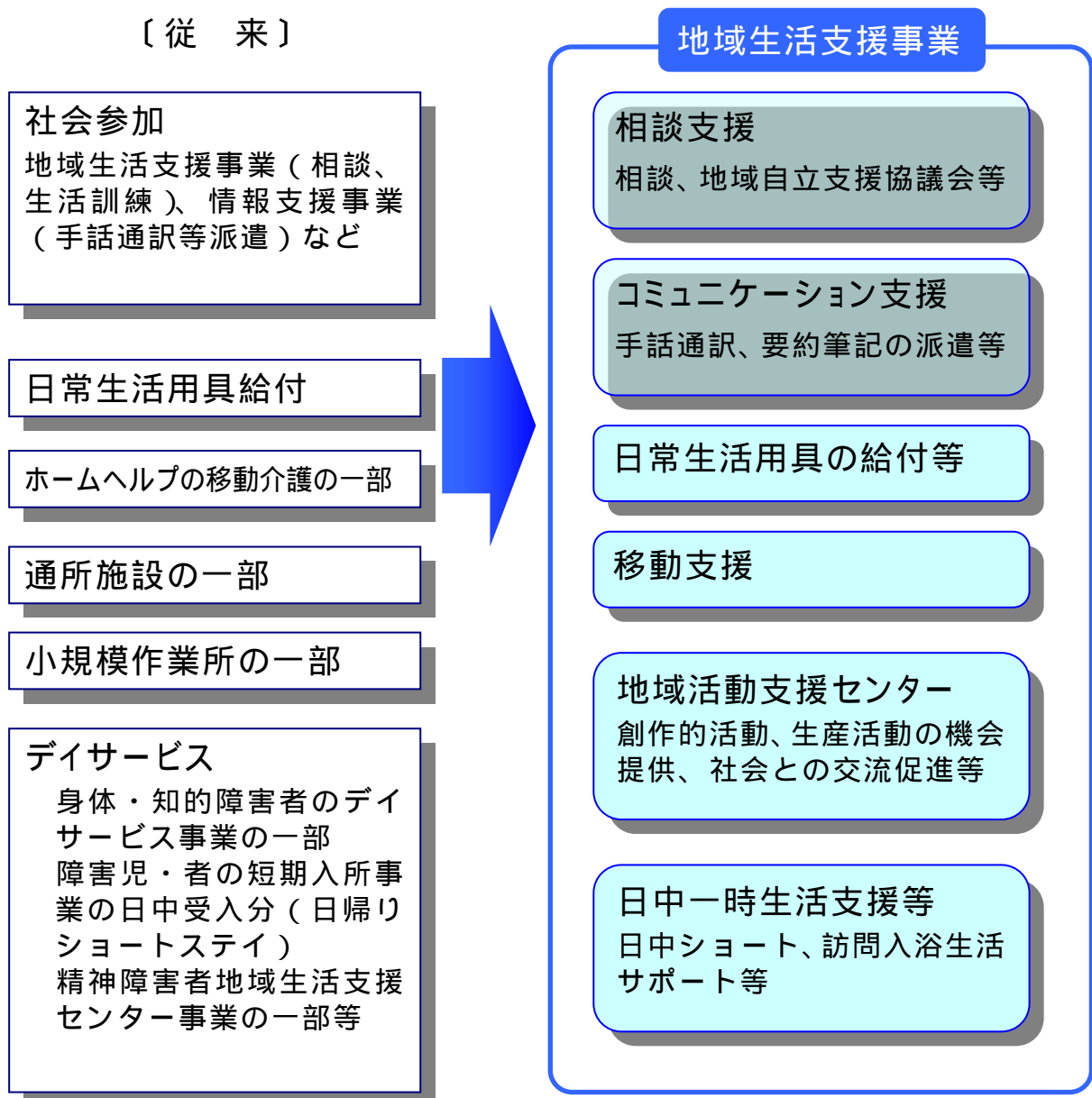
## 第4章 地域生活支援事業

市は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

なお、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害については、障害者自立支援法施行後の国の検討状況を踏まえつつ、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業など、必要に応じた地域生活支援事業の利用ができるよう検討します。

### 【図7】 地域生活支援事業

〔従 来〕



# 1 実施する事業の内容

## (1) 実施時期

地域生活支援事業の円滑な実施を図るため、次の3つの時期ごとに、各事業を実施します。

事業内容	時期	第1期 18年10月	第2期 19年4月	第3期 20年度～
相談支援事業 コミュニケーション支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 訪問入浴サービス事業 日常生活用具給付等事業 成年後見制度利用支援事業 更生訓練費給付事業 施設入所者就職支度金給付事業 自動車運転免許取得・改造助成事業				→
相談支援事業 (地域自立支援協議会の設置、 障害者生活支援センター拡充、 住宅入居等支援事業など) 地域活動支援センター拡充				→
移動支援事業の拡充 など (車両移送型の検討)				→

## (2) 事業内容

### ア 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業を効果的に実施するため、「春日井市地域自立支援協議会」を設置します。

主な役割としては、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワークに関することなどを行います。

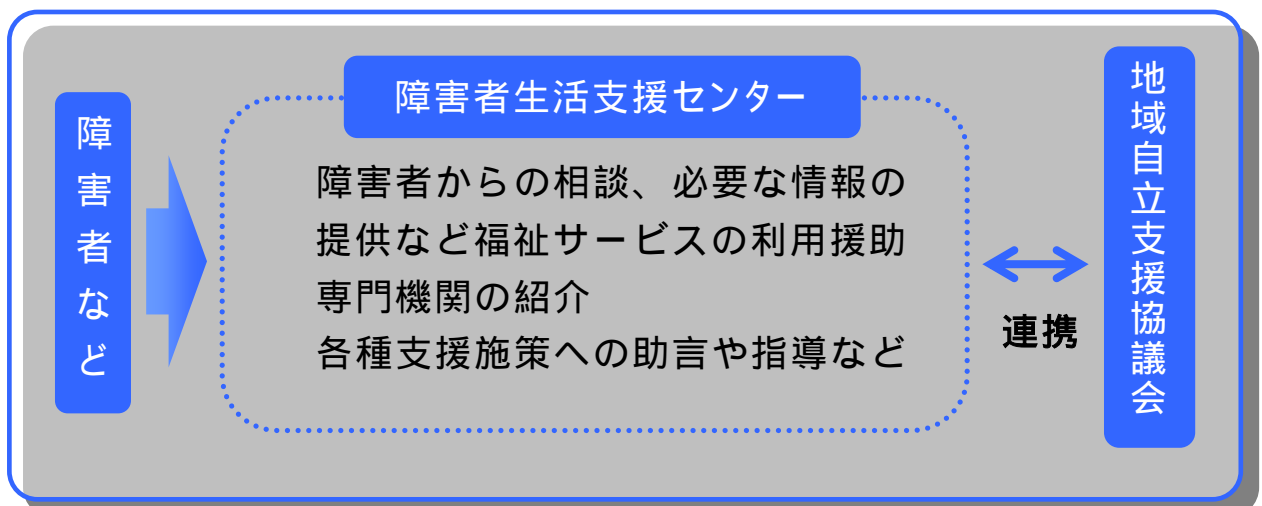
委員の構成は、事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、障害者関係団体、学識経験者などとします。

#### 障害者生活支援センターの拡充など

身体、知的、精神の各障害の特性に応じた専門相談員を配置した障害者生活支援センターを新たに設置します。

また、地域自立支援協議会において相談支援事業の運営評価を行うとともに、相談を受けた障害者等にアンケートを実施するなど相談支援事業の適正な運営に努めます。

### 【図8】 障害者生活支援センター



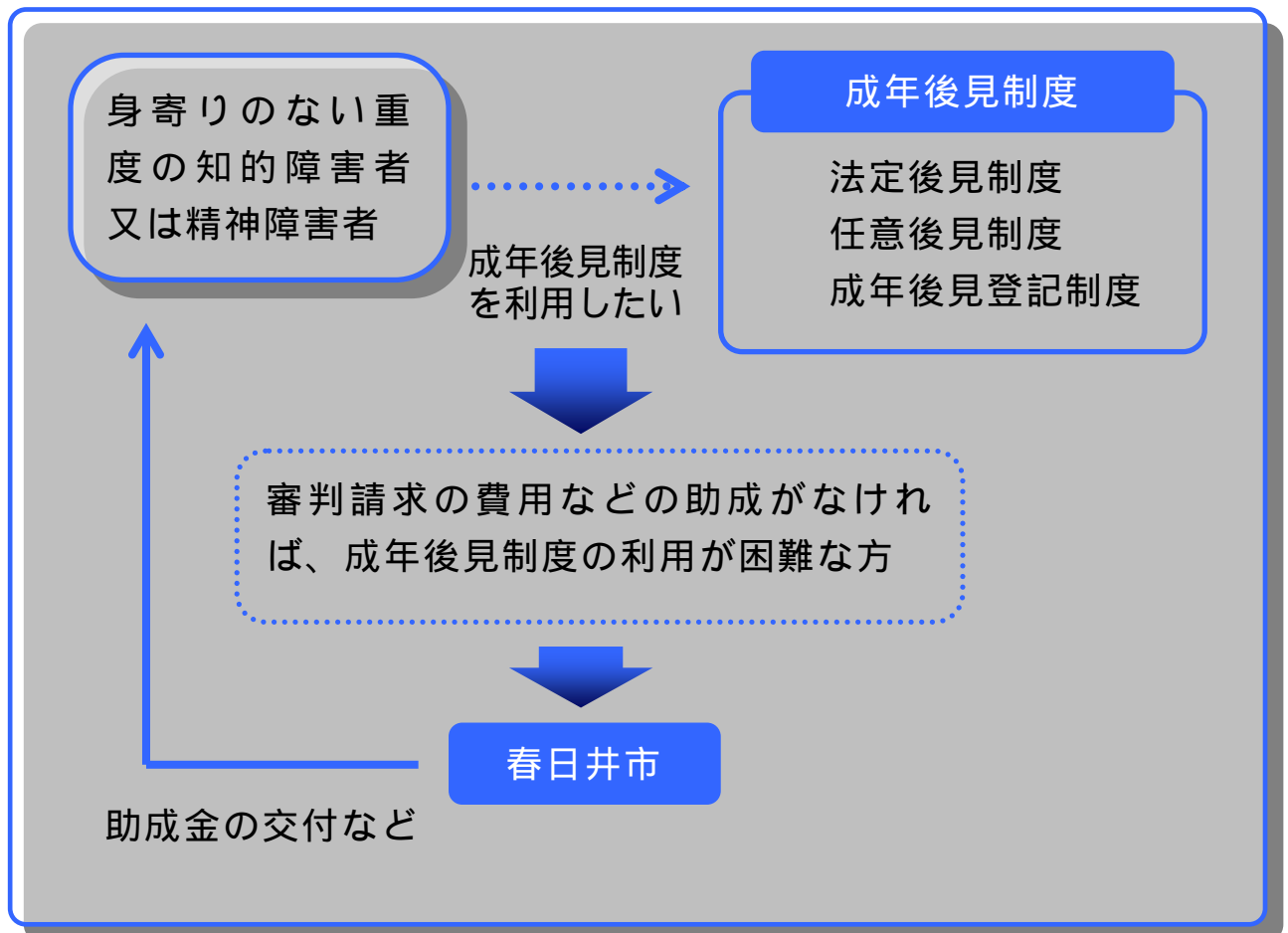
### 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、市長が後見などの開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見人制度の利用を支援し、障害者等の権利擁護を図ります。

### 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

【図9】 成年後見制度利用支援事業



## イ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」といいます。）に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者を設置します。

### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者等に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

### 手話通訳者の設置

聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、春日井市役所福祉課内に手話通訳者を設置します。

### 奉仕員養成研修事業

聴覚、視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、総合福祉センター、図書館等において、手話通訳、要約筆記、音訳などの各種養成講座を実施します。

### 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、広報かすがいをはじめ障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを障害者等に定期的に提供します。

### 視覚障害者への情報提供支援

総合福祉センターの共同利用の視覚障害者支援システムを利用した音声や文字拡大、点字による情報提供を進めます。

また、録音図書、点字図書の無料郵送貸出や図書館において対面読書を実施します。

### 耳マーク設置推進事業

各公共施設における耳マークの設置を推進するとともに、市職員に対し、コミュニケーション支援に関する研修を行い、市職員が障害者等との意思疎通の円滑化を率先して実践するよう努めます。





## ウ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

また、障害者等の個々の利用状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施できるよう、移動支援事業の利用の基準や要件などを明確にし、適正かつ公平な実施を図ります。

### 個別支援型

個別的支援が必要な者に対し、1対1による移動支援を行います。

### グループ支援型

複数の障害者等への同時移動支援や、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の移動支援について、導入を検討します。

### 通所支援型

障害者等が通所施設への利用をしやすくなるよう、必要に応じて、移動の支援を行います。

### 車両移送型

公共施設、駅、福祉センターなど障害者等の利便を考慮し、かすがいシティバス(はあとふるライナー)の活用などを含めて、検討します。

また、障害者等の外出を支援し、社会参加を促進するため、各種行事への参加を目的とした車両移送など必要に応じた支援を検討します。

## エ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターを通じて、障害者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

## オ 日中一時支援事業

障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。

日中一時支援事業（日帰りショート）について、対象となる施設の範囲を広げることにより、多様な事業者の参入を促進し、利用の確保を図ります。

## カ 生活サポート事業

障害程度区分の認定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。

## キ 訪問入浴サービス事業

地域における障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

## ク 日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

## ケ 更生訓練費給付事業<sup>1</sup>

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している者などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

## コ 施設入所者就職支度金給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した者などで、就職等により自立する者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

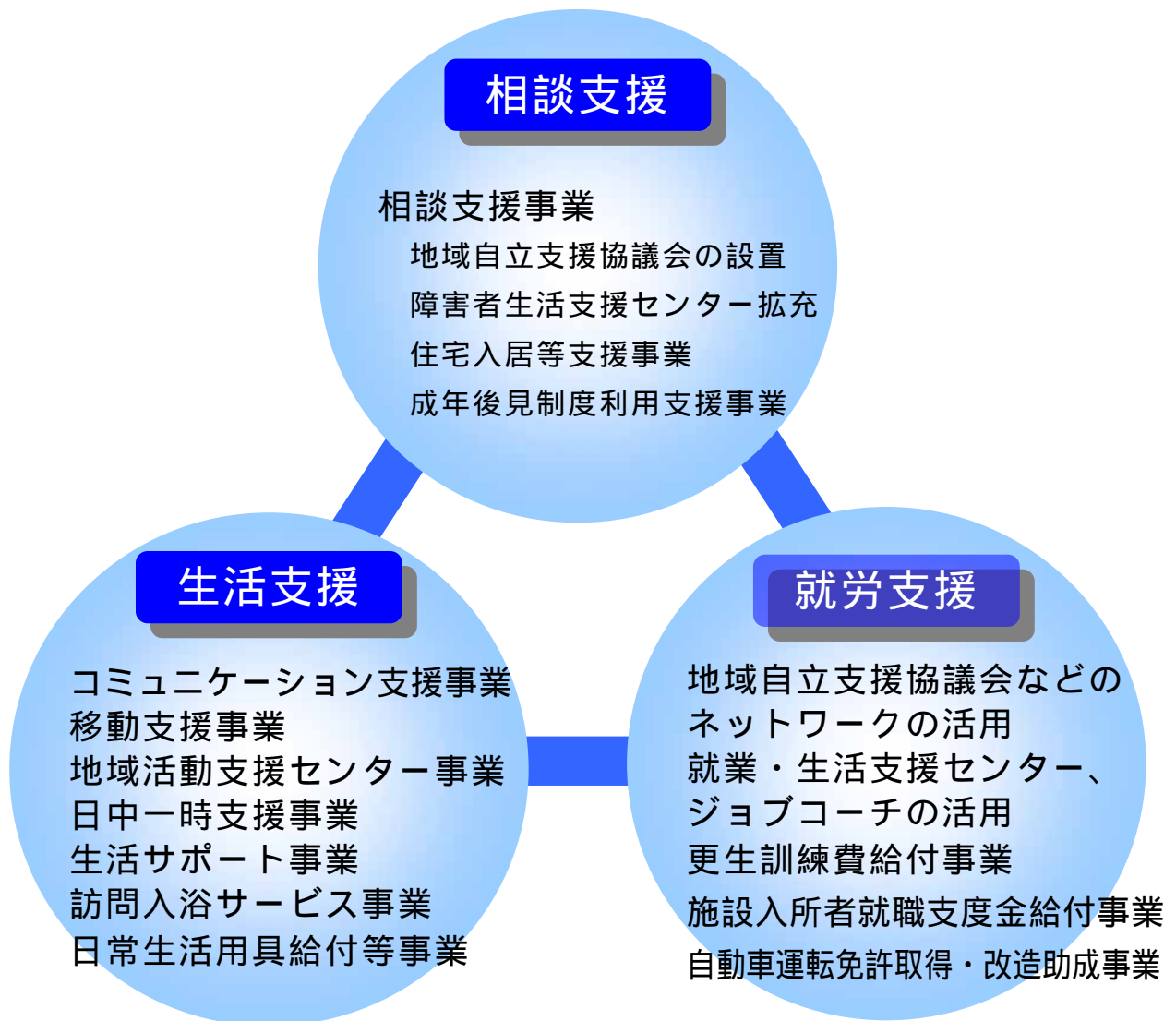
## サ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者等に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障害者等が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

---

1 「更生」の表記については、「更正」と混同して理解される場合などもあり、好ましくないという意見がありましたが、福祉の用語として、一般に「リハビリテーション」の意味として用いられていること。また、国の地域生活支援事業実施要綱の中において「更生」が使用されており、市町村の判断で用語を変更するのは適切でないことから、「更生訓練費給付事業」を用いることとしました。

【図10】地域生活支援事業における支援のイメージ



## 2 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

地域生活支援事業の実施に当たっては、障害者等の障害程度認定区分、心身の障害の状態、障害者等の介護を行う者の状況などを総合的に勘案しつつ、障害者等が必要とする障害福祉サービスのほか、地域生活支援に関し、必要なサービスを受けられるよう配慮します。

	サービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
1	障害者相談支援事業 (相談員数)	人	2	6	6	9
		件	3,200	4,943	5,076	7,414
2	コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣件数)	件	391	406	419	446
		件	61	64	66	70
3	移動支援事業	人	270	291	304	334
		時間	26,925	29,047	30,311	33,320
4	地域活動支援センター	人	30	74	97	119
5	日中一時支援事業	人	94	98	101	111
		回数	1,433	1,495	1,552	1,699
6	訪問入浴サービス	人日	880	977	1,062	1,277
7	日常生活用具給付等事業	件数	3,316	3,466	3,604	3,957

(年ごとの見込量)

### 3 地域生活支援事業の必要な見込量の確保 のための方策

---

---

#### (1) 相談支援事業の拡充

総合的な障害者生活支援センターを新たに設置するとともに、地域自立支援協議会のネットワークを活用するなど相談支援体制の整備を図ります。

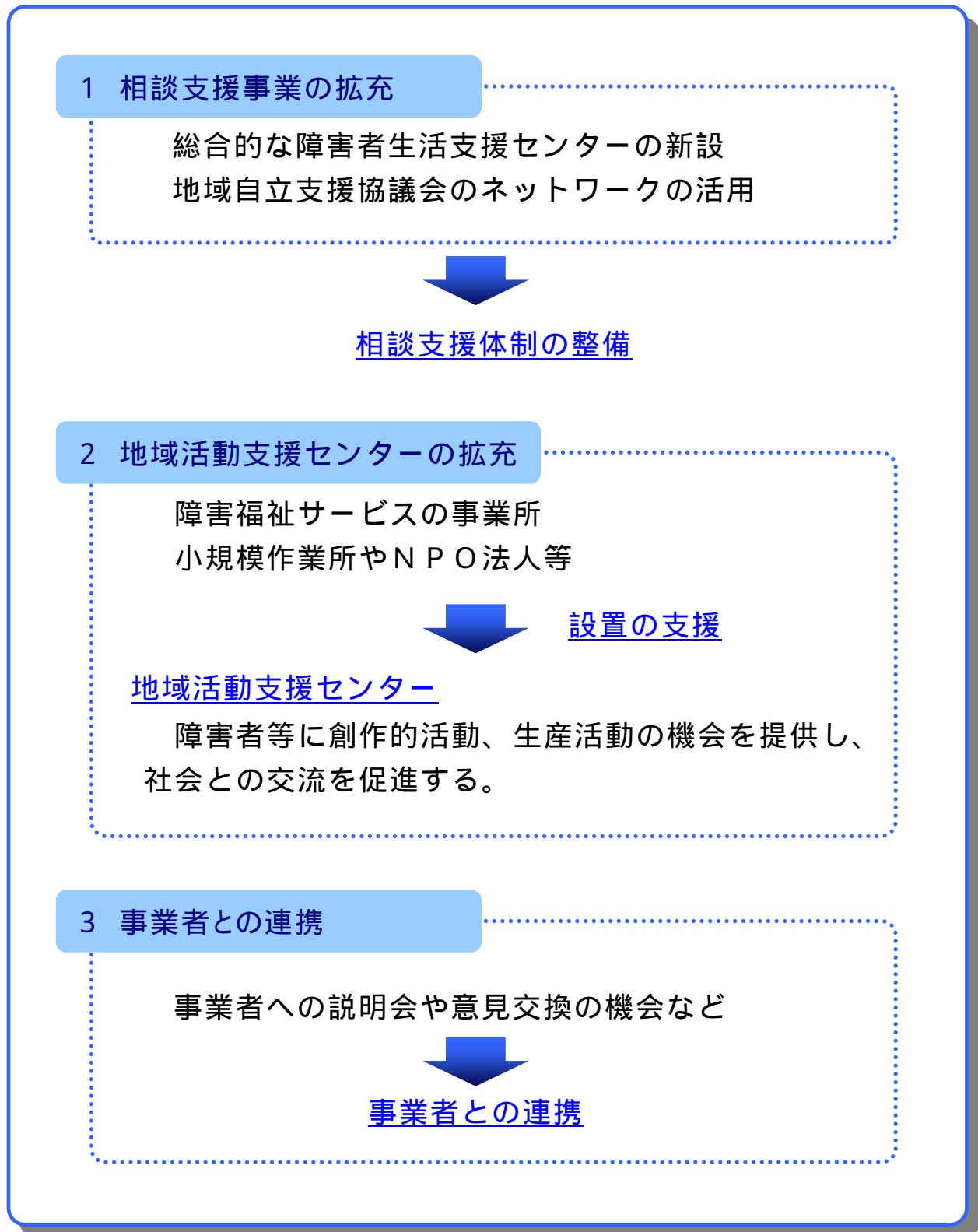
#### (2) 地域活動支援センターの拡充

障害者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、障害福祉サービスの事業所のほか、小規模作業所やNPO法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営と質の向上を促します。

#### (3) 事業者との連携

地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者への説明会や意見交換の機会を設けること等により、事業者との連携を図ります。

【図 11】 地域生活支援事業の必要な見込量の確保方策

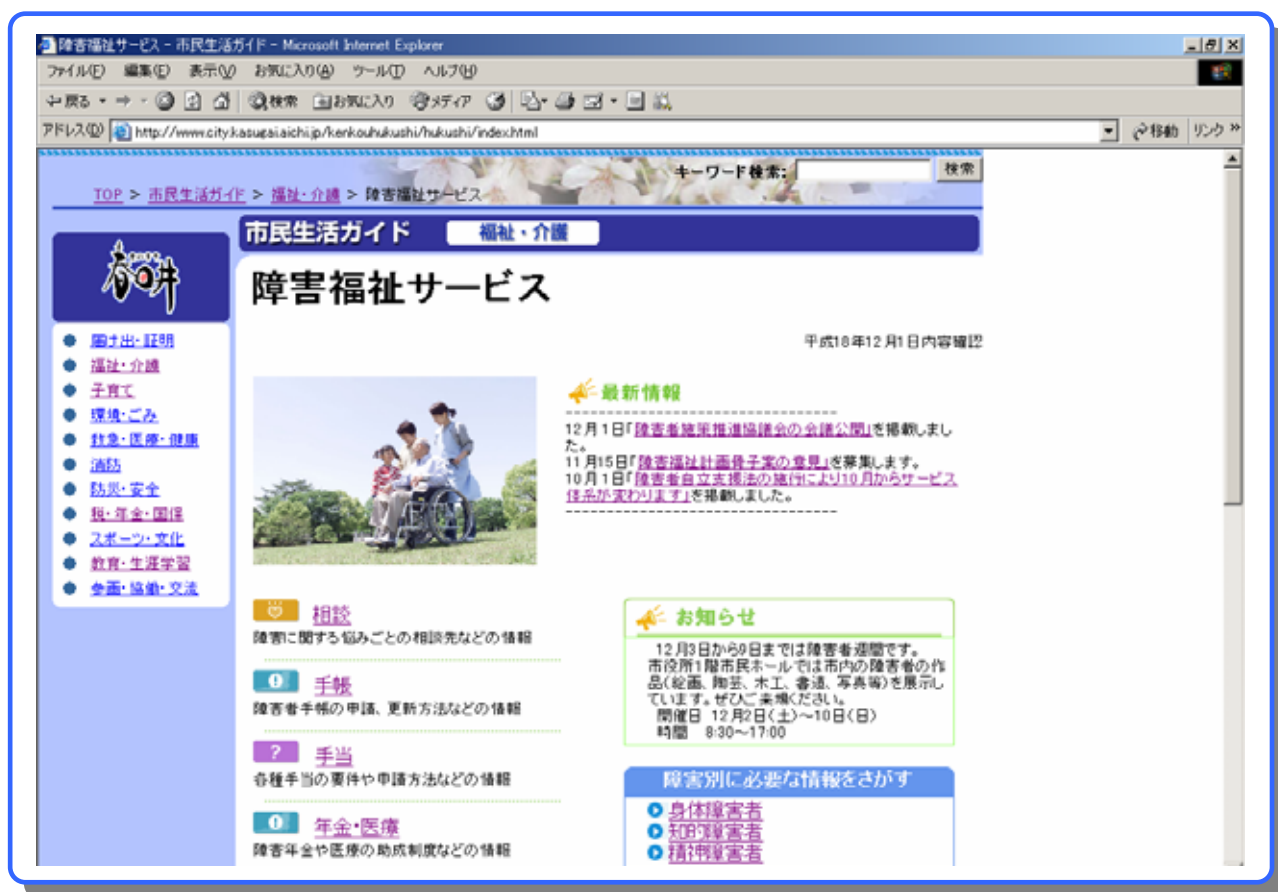


# 第5章 総合的なサービス提供体制の確保に向けて

## 1 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により、分かりやすく、かつ、障害の種類に応じた適切な情報提供を図ります。

【図 12】春日井市ホームページ





## 2 計画の推進体制

### (1) 障害者施策推進協議会の開催

この計画の円滑な推進を図るため、学識経験者や関係団体代表、市民公募などにより構成する障害者施策推進協議会を定期的を開催します。

### (2) 実施状況の点検、評価など

障害福祉計画では、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を障害者施策推進協議会において点検、評価します。

また、この結果に基づいて所要の対策を実施します。

【図 13】 計画の推進体制

